

# 住宅貸付に関する確認事項

記入日： 年 月 日

申込人

記号番号： \_\_\_\_\_

現住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_

実印

私（申込人）は、裏面の沖縄県市町村職員共済組合組合員貸付規則・細則及び貸付事務取扱基準を確認し、下記事項を全て承知の上、沖縄県市町村職員共済組合の住宅貸付を申し込みます。これらに違反した場合は、貸付未償還元金の全額を即時償還します。

※以下の内容を確認し、を記入してください。

## 1 申込内容について

提出した申込書その他の様式は、記入上の注意や記入例を確認して記入しており、その内容は事実と相違ありません。

## 2 行為の制限

貸付償還中は貸付対象の物件に居住するものとし、また、当該不動産について次の行為は禁止されていることを承知しました。

- 1) 不動産の全部又は一部を第三者へ貸付けること
- 2) 不動産の全部又は一部を第三者に譲渡すること
- 3) 不動産の価値を著しく減少させること

## 3 建築計画を変更する場合

貸付申込後に建築計画を変更する場合は、事前に共済組合へ申し出ます。変更内容によって共済組合から一部償還又は全額償還を求められた場合は、遅滞なく償還します。

## 4 工事等完了届について

貸付対象の不動産の購入又は工事の完了後には、工事等完了届及び必要書類を遅滞なく提出します。

## 5 実情調査について

実情調査の対象となった場合、調査に立ち会い協力します。

## ○沖縄県市町村職員共済組合組合員貸付規則（抜粋）

（貸付けの種類）

第3条 3 住宅貸付は、組合員が自己の用に供するための住宅を新築し、増築し、改築し、修理若しくは購入し、又は住宅の敷地を購入するため臨時に資金を必要とするときに行う。

（住宅建築義務）

第12条 住宅の敷地を購入するため住宅貸付を受けた者は、貸付けの時から5年以内に住宅の建築に着手しなければならない。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、その期限を5年間を限度として延期することができるものとする。

（即時償還）

第16条 理事長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、直ちに、貸付けを取り消し、当該借受人に対し、未償還元利金の即時償還を命じなければならない。

- (1) 組合員の資格を失ったとき(高額医療貸付及び組合員本人の出産に係る出産貸付を受けている組合員が、組合員の資格を失ったときを除く。)
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第204条第2項に規定する退職手当又はこれに相当する手当の支給を受けたとき。
- (3) 申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- (4) その他この規則に違反したとき。

2 理事長は、借受人から貸付元利金の償還を受けることが困難であると認めたときは、地方公共団体又は組合から受ける給与又は給付等から控除するものとする。

（行為の制限）

第17条 借受人は、貸付金の償還が完了する以前に当該貸付に係る不動産について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第三者に貸し付けること。
- (2) 不動産の全部又は一部を理事長の承認を得ないで第三者に譲渡すること。
- (3) 不動産の価値を著しく減少させる行為をすること。

## ○沖縄県市町村職員共済組合組合員貸付規則施行細則（抜粋）

（貸付後における提出書類）

第10条の3 住宅貸付等の貸付けを受けた借受人は、当該貸付の対象となった不動産を取得したとき又は増改築若しくは修理等が完了したときは、3月以内に登記事項証明書又は登記簿謄本(以下この条において「登記簿等」という。)及び住民票を理事長に提出しなければならない。

2 敷地の購入に係る貸付けを受けた借受人は、規則第12条に定める期限内に当該敷地に住宅の建築に着手し、当該住宅が完了後3月以内に前項に規定する書類を理事長に提出しなければならない。

3 住宅の修理、修築、改装等を行うため住宅貸付等の貸付けを受けた借受人は、当該貸付の対象となった工事等が完了したことが確認できる書類をもって第1項に規定する登記簿等の提出に代えることができる。

（実情調査）

第19条 理事長は、貸付けを行った者について、実情の調査その他の方法によって常に債権の安全と保全に努めなければならない。

2 借受人は、前項による調査を正当な事由がなく、これを拒んではならない。

## ○沖縄県市町村職員共済組合組合員貸付事務取扱基準（抜粋）

（貸付の対象）

第2条 規則第3条第3項に規定する「自己の用に供するため」とは、組合員及び被扶養者が常時居住し、かつ、生活の本拠とするためのものであり、償還が終了するまでは居住しなければならないものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

2 組合員が住宅を新築し、増築し、改築し、修理若しくは購入するうち、店舗、事務所、倉庫等の非住宅部分や、投資又は賃貸等収入を得るための手段として使用する部分があるときは、当該部分を貸付の対象外とする。

3 前項に係る貸付額については、住宅総工事費に対する自己の用に供するための総床面積の割合を考慮して決定するものとする。

（所有する物件の取扱い）

第3条 現に自己所有（配偶者を含む。）の住宅又は敷地があり、他の土地に住宅を新築又は購入する場合は、現家屋等を処分しなければ借り受けできないものとし、処分を明確にした書類を提出しなければならない。